

○亜鉛及びその化合物の暫定排水基準(令和3年12月11日施行)

(単位：亜鉛の量に関して、mg/L)

業種その他の区分	現 行 (H28年12月11日～ R03年12月10日)	改正後 (R03年12月11日～ R06年12月10日)	一般排水基準
金属鉱業	5	一般排水基準に移行	2
電気めつき業	5	4	
下水道業（金属鉱業又は電気めつき業に属する特定事業場から排出されている水を受け入れているものであって、一定の条件（※）に該当するものに限る。）	5	一般排水基準に移行	

※「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i ：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_i ：当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

Q ：当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1日につき立方メートル）